

## 魚津市告示第22号

魚津市タクシー事業者等支援金交付要綱を次のように定める。

令和4年3月23日

魚津市長 村椿 晃

### 魚津市タクシー事業者等支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号）第21条の規定に基づき、魚津市タクシー事業者等支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) タクシー事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定を除く。）を行う者をいう。

(2) 貸切バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を行う者をいう。

(3) 運転代行事業者 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行事業を行う者をいう。

(支援金の交付)

第3条 市長は、新型コロナウイルス感染症により経営に大きな影響が生じているタクシー事業者、貸切バス事業者及び運転代行事業者の事業継続を支援するため、対象事業者に対し、予算の範囲内において支援金を交付するものとする。

(対象事業者及び支援金額)

第4条 対象事業者及び支援金額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、魚津市事業復活緊急支援金交付要綱（令和4年魚津市告示第24号）の規定に基づく魚津市事業復活緊急支援金の交付を受けた運転代行事業者は、支援金の対象外とする。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を申請しようとする者は、魚津市タクシー事業者等支援金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付決定及び額の確定）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、支援金の交付を決定し、及び額の確定をするものとする。

（交付決定の取消し）

第7条 市長は、対象事業者が交付申請書に偽りの記載をする等支援金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（支援金の返還）

第8条 市長は、支援金の交付決定を取り消した場合において、支援事業の当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されている場合は、期限を定めてその返還を求めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

区分	対象事業者	支援金額
タクシー事業者	<p>次の要件をすべて満たすタクシー事業者</p> <p>(1) 令和3年4月1日から交付申請日までの間継続して事業を実施している者</p> <p>(2) 交付申請日以降も事業を継続する予定の者</p> <p>(3) 新川交通圏を営業区域として、国土交通省北陸信越運輸局富山運輸支局から営業の許可を受けており、かつ魚津市内に営業所を有する者</p> <p>(4) 市税の滞納がない者</p>	<p>以下に該当する車両1台につき20,000円</p> <p>令和3年4月1日から交付申請日までの間、継続して国土交通省北陸信越運輸局富山運輸支局に事業用自動車として届出し、市内の営業所において継続して保有している車両（リース車両を含む。）</p> <p>ただし、魚津市の委託又は福祉輸送事業の用に限り使用する車両を除く。</p> <p>なお、次の車両も対象とする。</p> <p>(1) 新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置（以下「休車の特例措置」という。）により休車している車両</p> <p>(2) 減車等に伴い、令和3年4月1日から交付申請日までの間に、一時抹消登録した後、再登録した車両</p> <p>(3) 令和3年4月1日から交付申請日までの間に老朽化等を理由として廃止し、その代替車両がある場合（新旧の車両を合わせて1台とみなす。）</p>
貸切バス事業者	<p>次の要件をすべて満たす貸切バス事業者</p> <p>(1) 令和3年4月1日から交付申請日までの間継続して事業を実施している者</p> <p>(2) 交付申請日以降も事業を継続する予定の者</p> <p>(3) 魚津市内に営業所を有する者</p> <p>(4) 市税の滞納がない者</p>	<p>以下に該当する車両1台につき170,000円</p> <p>令和3年4月1日から交付申請日までの間、継続して国土交通省北陸信越運輸局富山運輸支局に事業用自動車として届出し、市内の営業所において継続して保有している車両（リース車両を含む。）</p> <p>ただし、魚津市の委託又は福祉輸送事業の用に限り使用する車両を除く。</p>
運転代行事業者	<p>次の要件をすべて満たす運転代行事業者</p> <p>(1) 令和3年4月1日時点で富山県公安委員会の認定を受け、かつ、交付申請日までの間継続して事業を実施している者</p> <p>(2) 交付申請日以降も事業を継続する予定の者</p> <p>(3) 富山県公安委員会が発行する認定書に記載されている住所が魚津市内である者</p> <p>(4) 市税の滞納がない者</p> <p>(5) 令和3年中のいずれかの月の売上が、前年又は前々年同月比で50%以上減少している者</p>	<p>1事業者につき100,000円</p>

魚津市長 あて

住所 所在地  
事業者名  
代表者名

**魚津市タクシー事業者等支援金交付申請書  
（タクシー事業者）**

魚津市タクシー事業者等支援金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第5条の規定に基づき、次のとおり必要書類を添えて支援金の交付を申請します。

記

**1 支援金申請額** 金 \_\_\_\_\_ 円 （ \_\_\_\_\_ 台 × 20,000 円）

**2 宣誓・同意事項**

※以下の項目に宣誓又は同意する場合にチェック印を入れて下さい   
（交付にはすべての項目にの印が必要です。）

- 交付要綱第4条に規定する対象事業者及び対象車両です。
- 市長が行う関係書類の提出指示、事情聴取及び立入検査には誠実に応じます。
- 申請者（または事業者）及び本事業に従事する者は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団）には一切関わりありません。
- 本書記載の内容に虚偽事項その他不正手段による不正受給が判明した場合には、支援金を速やかに返還いたします。
- 業界団体が策定する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためのガイドラインに基づく取組を実施します。
- 支援金受給後も事業を継続する意思があります。

（裏面へ）

**3 添付書類** ※添付したものに☑をしてください。（交付にはすべての項目に☑の印が必要です。）

- 一般乗用旅客自動車運送事業の許可証の写し  
（事業の譲渡を受けた場合は）譲渡譲受認可証の写し  
（許可証又は認可証以外の場合は）運輸支局が発行する証明書の写し
- 対象車両の登録番号を記した車両一覧表（様式第2号）  
（なお、令和3年4月1日から申請日までの間、一時抹消登録、再登録、異動、廃車及び廃車代替購入があった場合にはその旨を付記すること）  
※休車の特例措置を行っている場合は、加えて休車リストの写し
- 対象車両の自動車検査証の写し  
（車検切れとなった後、車検を受けずに保有している車両は対象外とする。ただし、上記の休車リストの写しにより、休車の特例措置を行っていることが確認できた車両は対象とする。）  
（市町村等の委託又は福祉輸送事業の用に限り使用する車両は対象外とする。）
- 支援金受取口座の通帳の写し  
（金融機関名・支店名・口座種別、口座名義人、口座番号が確認できるもの）
- 市税の完納証明書の写し

本件についての担当者・連絡先

所 属 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_

魚津市長 あて

住所 所在地  
事業者名  
代表者名

**魚津市タクシー事業者等支援金交付申請書  
（貸切バス事業者）**

魚津市タクシー事業者等支援金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第5条の規定に基づき、次のとおり必要書類を添えて支援金の交付を申請します。

記

**1 支援金申請額** 金 \_\_\_\_\_ 円 （ \_\_\_\_\_ 台 × 170,000 円）

**2 宣誓・同意事項**

※以下の項目に宣誓又は同意する場合にチェック印を入れて下さい   
（交付にはすべての項目にの印が必要です。）

- 交付要綱第4条に規定する対象事業者及び対象車両です。
- 市長が行う関係書類の提出指示、事情聴取及び立入検査には誠実に応じます。
- 申請者（または事業者）及び本事業に従事する者は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団）には一切関わりありません。
- 本書記載の内容に虚偽事項その他不正手段による不正受給が判明した場合には、支援金を速やかに返還いたします。
- 業界団体が策定する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためのガイドラインに基づく取組を実施します。
- 支援金受給後も事業を継続する意思があります。

（裏面へ）

**3 添付書類** ※添付したものに☑をしてください。（交付にはすべての項目に☑の印が必要です。）

- 令和3年4月1日時点の一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）の写し
- 対象車両の登録番号を記した車両一覧表（様式第2号）
- 対象車両の自動車検査証の写し  
（車検切れとなった後、車検を受けずに保有している車両は対象外とする。）  
（市町村等の委託又は福祉輸送事業の用に限り使用する車両は対象外とする。）
- 支援金受取口座の通帳の写し  
（金融機関名・支店名・口座種別、口座名義人、口座番号が確認できるもの）
- 市税の完納証明書の写し

本件についての担当者・連絡先

所 属 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_

魚津市長 あて

住所 所在地  
事業者名  
代表者名

**魚津市タクシー事業者等支援金交付申請書  
（運転代行事業者）**

魚津市タクシー事業者等支援金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第5条の規定に基づき、次のとおり必要書類を添えて支援金の交付を申請します。

記

**1 支援金申請額 金 100,000 円**

**2 宣誓・同意事項**

- ※以下の項目に宣誓又は同意する場合にチェック印を入れて下さい   
（交付にはすべての項目にの印が必要です。）
- 交付要綱第4条に規定する対象事業者です。
  - 市長が行う関係書類の提出指示、事情聴取及び立入検査には誠実に応じます。
  - 申請者（または事業者）及び本事業に従事する者は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団）には一切関わりありません。
  - 本書記載の内容に虚偽事項その他不正手段による不正受給が判明した場合には、支援金を速やかに返還いたします。
  - 業界団体が策定する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためのガイドラインに基づく取組を実施します。
  - 支援金受給後も事業を継続する意思があります。

（裏面へ）

- 魚津市事業復活緊急支援金を受給していません。

**3 添付書類** ※添付したものに☑をしてください。（交付にはすべての項目に☑の印が必要です。）

- 本人確認書類（法人の場合は代表者）の写し
- 令和3年中のいずれかの月の売上が、前年又は前々年同月比で50%以上減少していることが分かる書類（売上台帳の写し等）
- 認定書の写し  
（富山県公安委員会が交付したもの）
- 直近の事業年度の確定申告書の写し

※確定申告書第一表の控えには収受日付印が押印（税務署においてe-TAXにより申請した場合は、受付日付が印字）されていることが必要です。ご自宅からe-TAXにより申請した場合は、「受信通知（メール詳細）」の写しを添付

（1）法人の場合

- ・確定申告書別表一
- ・法人事業概況説明書（両面）

（2）個人事業主の場合

ア．青色申告の場合（次の両方を添付してください）

- ・確定申告書第一表
- ・所得税青色申告決算書（ページ1とページ2）

イ．白色申告の場合

- ・確定申告書第一表

※所得税青色申告決算書がない場合、又は白色申告の場合は、確定申告書第一表アの金額を12で割った金額を、比較する月の売上としてください。

- 支援金受取口座の通帳の写し  
（金融機関名・支店名・口座種別、口座名義人、口座番号が確認できるもの）
- 市税の完納証明書の写し

本件についての担当者・連絡先

所 属 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_

様式第2号（第5条関係）

車両一覧表（令和3年4月1日時点の車両の状況を記載してください。）

	登録番号	減車	代替登録 年月	登録番号	特例 休車	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

※不足する場合はコピーしてご使用ください。

- (1) 申請日時点で休車の特例措置を行っている車両には「○」を付けてください。
- (2) 令和3年4月1日から申請日までの間、一時抹消登録、異動、廃車及び廃車代替購入があった場合にはその旨を備考欄に付記してください。
- (3) 魚津市の委託又は福祉輸送事業の用に限り使用する車両は対象外とします。